

はしがき

「IT や AI は IT 企業や IT 部門の仕事で、自分とは関係ない」

弁護士や法務担当者の中には、そう思われている方がいらっしゃるかもしれません。

しかし、情報化が進む現代社会においては、弁護士業務や法務の業務を行う上で、個人情報保護法、システム開発、電子商取引、データと知財の保護、電気通信事業法等の問題への対処はもはや必須といっても過言ではありません。また、この約2年程度で AI が爆発的に普及しており、弁護士や法務担当者も AI に関する相談を担当することが増えています。

筆者は、弁護士として、IT・AI の法律問題に関する実務対応を多く行ってきました。その中で、情報法の実務対応のポイントのようなものを身につけてきました。同時に、このような実務ポイントを理解していないがために、うまく対応することができていない事案の事態収拾等にも関与させていただきました。

本書は、学陽書房の「ゴールデンルール30」シリーズとして『実務の落とし穴がわかる！ 契約書審査のゴールデンルール30』（『契約書審査』）に続いて著されました。

IT・AI 関係の法務対応に関する30個の実務ポイントを具体的な事例に即して解説していく本書で、読者の皆様の業務上の悩みの解決に貢献できれば幸甚です。なお、本書の事例は『契約書審査』の学びを踏まえた甲弁護士の成長が見られるものとなりましたが、必ずしも『契約書審査』を前提としなくても読めるように作っておりますので、ご安心ください。

情報法は幅広く、奥が深いものです。その中で、30の重要トピックにより IT・AI 関係の法務実務に入門していただくという観点から、項目の選別を行いました。本書は、実務で弁護士や法務担当者を取り扱う IT・AI 関係の法務対応における重要性から、個人情報保護法、システム開発、電子商取引、データと知財の保護、電気通信事業法等

の規制、そして AI という6つのテーマに限定して説明します。

なお、本書の解説は、筆者が日常的に行っている（事務所所属）弁護士の企業法務実務への対応上の留意点という観点からの記載が多いものの、法務担当者の皆様にとっても、視点の相違を踏まえてお読みいただくことで、お役に立てるのではないかと考えています。

本書では物足りず、IT・AI 法務について更に詳しく知りたい方は、筆者の執筆した書籍（『生成 AI の法律実務』（弘文堂、2025年）、『ChatGPT と法律実務〈増補版〉』（弘文堂、2025年）、『クラウド情報管理の法律実務〈第2版〉』（弘文堂、2023年）他）を是非お読みください。

なお、第4章は杉村萬国特許法律事務所の時井真弁護士に貴重なコメントをいただきました。ここに感謝の意を表します。

2025年7月 松尾剛行

はしがき	3
凡例	10
IT・AI 法務（情報法務）に強くなろう！	12

第1章 個人情報保護法にまつわる失敗

1	あれもこれも個人情報 〈個人情報の定義〉	24
	失敗事例 公開されていても個人情報	
2	本人同意の例外は厳格 〈クラウド上の個人情報〉	32
	失敗事例 クラウド例外は万能じゃない	
3	隠しても照合できたら意味なし 〈匿名化した個人情報〉	38
	失敗事例 匿名化しても個人情報のまま	
4	知識は行動に移せてこそ 〈本人からの請求への対応〉	44
	失敗事例 実務対応の理解に至らず	
5	当てはめを正しく 〈個人情報の漏洩等〉	48
	失敗事例 「おそれ」も「滅失」も「毀損」も対応を！	

第2章 システム開発契約にまつわる失敗

6	喧嘩両成敗 〈ユーザの協力義務とベンダのPM 義務〉	54
	失敗事例 要求を受け入れ続けたほうも悪い	
7	基準は「仕様通りかどうか」 〈完成と契約不適合〉	60
	失敗事例 最終段階に至ればひとまず「完成」	
8	見切り発車では大惨事に 〈パッケージ開発〉	64
	失敗事例 Gap が大きいなら諦める選択も	
9	無限に仕様変更できるはずがない 〈アジャイル開発〉	72
	失敗事例 「ユーザ有利」という言説に惑わされて	
10	語感に翻弄されるな 〈フリーランス法〉	80
	失敗事例 法人成り企業も適用対象	

第3章 オンライン取引にまつわる失敗

11	頻繁な改正に追いつく 〈特商法〉	86
	失敗事例 最終確認画面の入れ忘れ	
12	類似のルールを見落とさない 〈電子消費者契約法〉	90
	失敗事例 音声だけが便利なのに画面表示が必要？	

- 13 免責範囲をあいまいにしない
〈消費者契約法〉 96
失敗事例 サルベージ条項を入れてしまい炎上
- 14 無条件とは限らない 〈電子化できる書面〉 102
失敗事例 要件を見落として誤回答
- 15 無料でもステマ！ 〈景表法〉 106
失敗事例 インフルエンサーとのタイアップが裏目に

第4章 データと知財にまつわる失敗

- 16 取られたくなければ契約で縛る
〈派生データ〉 114
失敗事例 受領者に無断使用される
- 17 兼業・副業の時流に乗る
〈競業禁止義務の範囲〉 120
失敗事例 合理的に絞ったはずなのに
- 18 下請けに押しつけるのは NG
〈知財不侵害条項〉 126
失敗事例 同期の弁護士から指摘を受ける
- 19 外国のサーバは厄介 〈インターネットと知財〉 132
失敗事例 外国サーバでの提供なら OK と勘違い

- 20 「特段の事情」に敏感に
〈不法行為によって保護される場合〉 138
失敗事例 例外の最新裁判例を追えていない

第5章 電気通信事業法、プラットフォーム等の規制にまつわる失敗

- 21 クッキー規制は幅広い 〈クッキー (Cookie) 規制〉 ... 146
失敗事例 規制対象は個人情報だけじゃない
- 22 結論は簡単に逆転する
〈電気通信事業法の届出・登録の必要性〉 150
失敗事例 質問力不足
- 23 利用者数が1,000万以上か 〈大規模事業者規制〉 ... 154
失敗事例 大規模事業者の要件を見逃して
- 24 変わり続ける誹謗中傷対策 〈情プラ法〉 156
失敗事例 最近の法改正を知らない
- 25 強者を縛る 〈プラットフォーム規制〉 162
失敗事例 依頼者を突き放してしまう

26 AI は情報法の総合格闘技 〈生成 AI〉 168

失敗事例 浅いアドバイスをしてしまう

27 分析する旨を特定すること
〈プロファイリング〉 176

失敗事例 法律相談の後に規制があったことを知る

28 「学習」と「利用」を峻別
〈AI と著作権〉 182

失敗事例 学習は著作権法30条の4 で自由じゃないの？

29 似ていなくても責任追及可能
〈ディープフェイク〉 188

失敗事例 他の弁護士がやったら見事勝訴

30 徐々に練り上げる 〈AI 開発〉 192

失敗事例 一大プロジェクトが頓挫

凡 例

法令名等の内容は2025年7月現在施行のものによります。

本文中、法令名等および資料、判例を略記した箇所があります。次の略記表を参照してください。

■法令その他

〈略記〉	〈法令名等〉
AI 新法	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
個人情報保護令	個人情報の保護に関する法律施行令
個人情報保護規則	個人情報の保護に関する法律施行規則
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
下請法	下請代金支払遅延等防止法
フリーランス法	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
特商法	特定商取引に関する法律
電子消費者契約法	電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律
電子署名法	電子署名及び認証業務に関する法律
景表法	不当景品類及び不当表示防止法
情プラ法	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
透明化法	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律
Q&A	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A
通則編	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

■判例資料

〈略記〉	〈法令名等〉
民集	最高裁判所民事判例集
金判	金融・商事判例
判時	判例時報
ジュリ	ジュリスト

IT・AI 法務（情報法務）に強くなろう！

1 情報技術がますます重要となる時代に生まれた入門書

企業法務実務において、情報技術と関係する案件が頻繁に発生しています。

例えば「自分の得意分野は M&A です」という方であっても、突然「AI 企業の買収案件」の担当となり、AI 企業の DD（デューデリジェンス〈買収監査〉、『契約書審査』152頁以下参照）をするため、AI 企業のビジネスを取り巻く法令とそれに対するコンプライアンスや、AI 関係の契約とそのリスクについて調べなければならなくなるかもしれません（松尾剛行「生成 AI 関連企業の法務デューデリジェンス」https://www.marr.jp/maininfo/web_marr/entry/50244参照）。

また、「英文契約担当」としてこれまで業務委託等の英文契約をレビューしていた人が、外国の IT 企業との英文システム開発契約・利用規約や、外国企業への個人データ提供に関する覚書のレビューを求められるかもしれません。

このような状況において、多くの弁護士や法務担当者にとって、少なくとも**情報法実務の基礎を学ぶことは必須**となっています。

既に学者の手による情報法の教科書は多く出版されています（筆者も、成原慧編『情報法』（法律文化社、刊行時期未定）の共著に参加しています）。

しかし、入門レベルの情報法「実務」に関する書籍は見当たりません。筆者は、これまで、例えばインターネットの誹謗中傷（松尾剛行・山田悠一郎『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務 第2版』（勁草書房、2019年））や、システム開発（松尾剛行・西

村友海『紛争解決のためのシステム開発法務』（法律文化社、2022年））、AI（松尾剛行『生成 AI の法律実務』（弘文堂、2025年））等の実務書は出版してきましたが、それを（目の前に具体的な案件がある訳ではなく、また、情報法を専門としたい訳ではない）全ての弁護士や法務担当者が必ず熟読すべきか、という一定の疑問があります。やはり、これらは、具体的な関連する案件の処理の中で悩んだ場合に読んでもらう本と評すべきです。

このような中、筆者は、（新人・若手を1番の念頭に置いた）**全ての情報法実務入門書**として本書を出版することとしました。同じシリーズの前著である『契約書審査』が出版即重版となり、このような、具体的に失敗しやすい内容を示してそのような失敗を回避するための知識やノウハウを示す形式が、読者の皆様に受け入れられることを知りました。そこで同様の失敗事例を示してその教訓から学んでいただく形式を採用することとしました。

2 IT・AI 法務（情報法務）を知ろう

（1）6つの特徴

法務は**長期的リスク管理**を旨とする営みです（『契約書審査』15頁参照）。つまり、様々なリスクが会社を取り巻く中、案件を安全に前に進めるため、リスクを特定し、リスク軽減のための対応を検討し、残存するリスクを受容する旨の意思決定を行うというプロセスが企業法務です。そしてそのような長期的リスク管理の実現のために、契約審査、法務見解メモの作成（弁護士の意見書取得）、社内規程対応、社内研修、トラブル対応、そして（4）で後述の技術的対応等が行われます。

情報法務は、他の法領域とどのような相違があるのでしょうか。筆者は、①無体物を取り扱うこと、②複数の法領域の交錯、③技術理解の重要性、④「答え」のなさ、⑤（社会・社内）受容性の重要性、そして、⑥状況が変わる、状況を変えるという各点が情報法務の特徴であると考えています。

4 知識は行動に移せてこそ

〈本人からの請求への対応〉……………▶

失敗事例 実務対応の理解に至らず

オークションサイトを運営するA社のBという顧客が、A社に個人情報の開示請求及び訂正請求をしました。甲弁護士はA社の依頼を受け、この案件に対応することになりました。

顧客BはA社に対し「自分に関する取引履歴を出せ。そして、自分に対して行ったユーザとしてのランクを最低ランクとする評価を訂正せよ」という請求をしています。

甲弁護士は個人情報保護法の勉強で、本人には開示請求権や訂正請求権があることを知っていました。

そこで甲弁護士はA社に、以下の通りアドバイスしました。

- ・取引履歴は保有個人データなので開示するように
- ・評価が誤っていないかを再検討して訂正するかを決定するように

この様子を見ていた乙弁護士は「まずはA社の請求書式に則った請求と本人確認を求めよう。また、評価は訂正対象ではないから、訂正しない理由としてその旨を説明すればいいんだよ」と指摘しました。

「知識は少し身についたけど、具体的な対応になると全然ダメだ……」

デスクに戻り肩を落とす甲弁護士でした。

解説

1 失敗の原因

甲弁護士は、開示請求権があることや、事実が誤っていた場合の訂正請求権があることは理解していたようです。しかし、本当に大事な、

そのような権利が存在することを前提に、実務上どのように対応すべきか、という肝心な部分を把握できていませんでした。

2 本人の権利

「自分の情報に対して一定のコントロールを及ぼしたい」という本人の希望は、尊重に値します。そこで、個人情報保護法上も、一定の要件の下で、本人からの開示等の請求を認めることとされています。

本人として、「その会社で自分についてどのような情報を把握されているか知りたい」というニーズはありますし、また、誤っていたら「訂正してほしい」とか「利用や提供をやめてほしい」という希望もあるでしょう。

その全てを認めるものではないものの、個人情報保護法は一定範囲でこれを認めました。いずれも**保有個人データに関するもの**に限られます（保有個人データの定義につき1章1（24頁）参照）。

3 開示

まず、保有個人データについては、**本人が原則として開示を請求することができる**とされます（個人情報保護法33条）。

その方法は原則として電磁的方法、例えば、電子ファイルで管理していればその電子ファイルの開示請求が認められています。

もちろん、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」（同条2項1号）等の開示を拒絶することができる例外はあります。また、「全部の情報を開示せよ」と言われてもそれを集めることに過度な負担がかかることがあります。そこで、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」（同項2号）として拒否することができる場合もあります。ただし、そのような例外に当てはまらない限り開示が必要です。

ここで、本人の情報しか提供してはならないことは当たり前ではあるものの、非常に重要です。例えば、失敗事例のBはその開示請求権

26 AI は情報法の総合格闘技

〈生成 AI〉.....▶

失敗事例 浅いアドバイスをしてしまう

A社は、AIによる業務の効率化を考えています。A社の情報を生成AIに入れる際の注意点を、甲弁護士がアドバイスすることになりました。

詳細を聞いてみると、この案件では個人情報も生成AIに投入されることから、甲弁護士は、1章2（32頁）の教訓を活かして「クラウド例外ではなく委託の利用が考えられます」とアドバイスしました。

A社はこのアドバイスに基づき、A社の情報を生成AIに入れていましたが、生成AIの回答はもの足りなく、実用的でないと不満です。

そこで、先輩の乙弁護士が「他社ではRAG（データベースを検索して当該データに基づき回答を生成させる技術。170頁参照）等を使って過去のデータに基づき回答を作らせている事例もあります。過去データを使われるなら、そのような利用に伴う法律上の留意点にも気をつけてください」とアドバイスしたところ、A社は乙弁護士のアドバイスに従い、RAG等を安全に利用することで、生成AIの回答の精度は向上しました。

甲弁護士は「もっと深いアドバイスをしたい」と悔しがっています。

解説

1 失敗の原因

甲弁護士は1章2（32頁）でクラウドと個人情報について勉強していたので、その学びを活かすことができました。

しかし、AIの仕事上の利用には様々な考慮要素があり、それらを踏まえて対応する必要があります。そのためには、AIの知識と、AI以外の情報法に関する知識、例えば個人情報保護法に関する知識や著

作権に関する知識が問われます。

いわばAIは、**情報法の総合格闘技**なのです。本章の説明の中には、第1章から第5章までの議論を前提とした部分があります。必ずリファレンスは付しておりますので、そちらも参照してください。

2 生成AIの基本

①基盤モデル

ChatGPTに利用されているGPTモデルのようなAI（学習済みモデル）は、基盤モデルと呼ばれます。基盤モデルは、大量で多様なデータを用いて訓練され、様々なタスクに適応することができるAI（学習済みモデル）のことです。

②（追加）学習

生成AIを利用する場合には、当該生成AIに入力するデータが学習されるか、という点がポイントとなります。

基盤モデルを作るためにも学習を行う訳ですが、ユーザにおいて問題となる学習は、既に存在する基盤のモデルを改善するために追加的に行われる学習です。このような学習を「追加学習」と呼びます。その代表的な方法が**ファインチューニング**です。

例えば、より良い法務関係のAIを構築したいとしましょう。元の基盤モデルは一般に日本法についてはあまり高い水準のものではありません。しかし、法律書や判例データを追加学習させることで、元のAIよりもかなり法律家らしい表現を行うことができるようになります。このように、AIの学習そのものは、うまく利用することで、大きなメリットを享受することができる素晴らしいものです。

しかし、生成AIを利用する際に、学習がONのまま、安易にデータを投入すると、そのデータがAIの**学習のために利用されてしまいます**。その結果、第三者のユーザ（例えば他の会社の人）にも自分が投入したデータが表示され、情報漏洩が発生する可能性があります。

そこで、投入するデータが学習の対象であるか、当該学習を経たAIは誰が利用することができるのか（自社に限定されるのか、第三